

梅谷川河川敷倒木撤去作業 仕様書

1 業務名

梅谷川河川敷倒木撤去作業

2 業務の目的

梅谷川の右岸側に生えている樹木が、左岸側に倒れ、河道内に落下する危険性があるため、倒木の撤去を行うものである。

3 履行期限

令和7年7月30日まで

4 履行場所

京都市左京区上高野奥小森町他 地内

5 業務範囲

別紙「箇所図及び写真」の赤丸部分

6 業務内容

倒木の撤去にあたって、根株を撤去すること。撤去が難しく存地する場合は出来る限り地際で伐採し、撤去すること。伐採した樹木等が河道内や隣接地に落下しないように留意するとともに撤去した樹木等は適切に処分すること。

7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

- 作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- 作業にあたっては、通行の車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受注者において取得すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 近隣住民には事前に工事ビラ等で周知すること。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害に

については、受注者の責任において対応すること。

別紙箇所図

箇所図



1 / 2500

